

仙台市泉区の旧北陵クリニックで起きたとされる筋弛緩剤事件  
確定判決をくつがえす新証拠で  
仙台地方裁判所に再審請求書提出

市民の皆さん、真実に目を向け、再審の請求にご理解下さい。

本日、2月10日午後2時、弁護団が再審請求書を仙台地方裁判所に提出します。事件と云われるものが発生して11年、最高裁の上告棄却から4年が経ちました。この間、弁護団の地道な調査によって、誤った裁判所の有罪判決をくつがえし、守大助さんのえん罪を晴らす再審裁判に必要な新証拠が得られました。

主な新証拠は次の三つです。

**筋弛緩剤の成分が出たとする大阪府警鑑定は誤り、証拠価値はない**

東京薬科大学・志田保夫元教授の実験鑑定意見書

確定判決は、起訴された5件の患者さんの血液や尿、点滴ボトルから筋弛緩剤が出たとする大阪府警科学捜査研究所の「土橋鑑定」を科学的に検証することなく、それを唯一の証拠に患者さんの急変を筋弛緩剤の薬理効果と無理やり認定しました。守大助さんを有罪にしたのも「土橋鑑定」ですが、志田教授の実験によりこれは全くの誤りで鑑定の名に値しないものであることが明白になりました。

**患者さんの急変は筋弛緩剤ではなく他の病変が原因**

長崎大学・神経内科学・池田正行教授の意見書

確定判決は、当時11歳のA子さんの急変を筋弛緩剤投与が原因と認定し、これを根拠に他の4人の患者さんの急変原因も無理やり筋弛緩剤投与が原因と認定しました。池田教授は長年の研究と診断の経験から、A子さんには筋弛緩の症状は全く出ていないことを意見書で証明しました。また、確定判決の認定には、主治医である当時の院長が「心筋梗塞」で死亡と診断したものや、急変したと云いながら自ら車を運転して帰宅した抗生剤の副作用に過ぎない患者さんなど、当時は全く問題がなかった患者なども含まれていました。

**守大助さんの自白は警察の密室の中で、取調官の強制・誘導で作られたウソの自白**

奈良女子大学・心理学・浜田寿美男名誉教授の意見書

確定判決は、守大助さんが任意同行の段階で自白し、A子さんへの犯行を認める「反省文」を書いたことをもって自白の任意性・信用性を認めました。浜田教授は長年の刑事司法と心理学の研究から、自白が取調べの可視化のない警察の密室の中でなされたもので、自白は取調官の強制・誘導で作られたものであるとして、自白の任意性・信用性を認定した確定判決を批判しています。

**弁護団は、証拠の全面開示を請求していきます。**

DNA鑑定で再審無罪となった足利事件、証拠開示で明るみになった目撃証言で再審無罪となった布川事件のように、この再審でも守大助さんに有利な隠された証拠の全面開示を合わせて請求していきます。



千葉刑務所から、無実を訴える、守大助さん

再審裁判を開かせるには、弁護団の力だけではなく、「憶測や推測ではなく、証拠に基づいた科学的で公正な判決をして欲しい」という市民の皆さんの声を裁判所に届けることが必要です。

再審請求書提出に当たって、あらためて、市民の皆さんのご理解とご協力を心から訴えるものです。

日本国民救援会宮城県本部  
仙台筋弛緩剤えん罪事件・守大助さんを守る会  
「連絡先 仙台市青葉区五橋一丁目5の13 電話(022)222-6458